

広島女学院大学における公的研究費の 不正防止計画

2022年1月18日

広島女学院大学

学 長 三谷 高康

目 次

1	不正防止計画の目的	1頁
2	本学における公的研究費の不正防止に係る方針	
	—不正をくしない・させない・見逃さない体制の構築及び対策の充実に向けて—	1頁
3	本学における公的研究費を財源とした科学研究における不正防止の体制と取り組み	2頁
	附則	3頁
別図1	広島女学院大学における公的研究費の管理・運営体制	4頁
別図2	広島女学院大学における不正防止に関する方針・規則等と相互関係	5頁
別 表	広島女学院大学において想定される不正の要因及び兆候、並びにそれらを解消する為の具体策	
		6頁

広島女学院大学における公的研究費の不正防止計画

2015年3月3日 学長裁定

2022年1月18日 改正

1 不正防止計画の目的

この計画は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における国及び独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした研究資金（以下「公的研究費」という。）の不正を未然に予防することを目的とする。

学校法人広島女学院（以下「本学院」という。）の就業規則には、本学を含む各校部の職員が、立学の精神として掲げる標語「我らは神と共に働く者なり」及び本学院の伝統を重んじて、各職場の秩序を守り職場を理解し、その職責を果たすために常に努力するよう定めている。

本学では、この就業規則とともに、日本学術会議による声明「科学者の行動規範—改訂版—（平成25年1月25日日本学術会議改正）」を遵守、実践するための施策として、公的研究費を財源とした科学研究における不正使用及び不正行為（以下「不正」という。）を犯さず関与しない研究倫理、及び公的研究費使用のためのルールと実務についての専門的知識を兼ね備えた研究者を育成するとともに、不正を誘発せず、その兆候を見逃さない適正な管理体制を構築し、不正防止のための実効性のある予防策の充実をはかること、即ち、公的研究費の不正防止体制の構築及び対策の充実に取り組んでいる。

なお、この計画は、文部科学省及び文部科学省の所管する独立行政法人から配分された公的研究費を適正に管理・監査するために必要な事項を示した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日、令和3年2月1日改正）」に基づく広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針（2016年2月9日学長裁定、2018年4月1日改正）を踏まえて策定し、実効性を高めるため、不正防止に係る方針及び体制、並びに本学の規程と現状を踏まえた具体的な取り組みについても明記する。

2 本学における公的研究費の不正防止に係る方針

—不正防止体制の構築及び対策の充実に向けて—

最高管理責任者である学長は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、以下の方針に基づき、適正なリーダーシップを発揮して公的研究費を財源とした科学研究における不正防止に取り組む。

- 1 学内及び社会に対して、公的研究費の適正な管理・監査の重要性を分かりやすい形で周知するとともに、不正への厳しい姿勢を率先して徹底する。
- 2 学内の研究者及び職員に対して、研究倫理の向上を目指した教育を実施して意識改革を進めることにより、豊かな人間性と倫理観を兼ね備えた研究者、及び不正に対する批判精神と公平さを兼ね備えた職員を育成する。
- 3 学内の研究者及び職員に対して、公的研究費を管理・運営するためのルールと実務を分かりやすい形で周知することにより、適正な判断力と柔軟性を兼ね備えた自立した研究者、及び専門的知識を備えた職員を育成する。

- 4 実効性のある不正防止対策を策定・実施するために、定期的に本計画を見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う。
- 5 万が一、学内における不正の発生が事実として認定された場合に備えて、社会に対して公的研究費の管理・運営についての説明責任を迅速かつ誠実に果たすことのできる体制を構築する。

3 本学における公的研究費を財源とした科学研究における不正防止の体制と取り組み

本学における不正防止は、次の体制と取り組みにより実施する。

1 最高管理責任者(学長)

- (1) 不正防止の最終責任とともに、不正が発生した場合は不正を招いた責任を負う。
- (2) 不正防止部署に対して不正防止計画の立案及び提出を直接指示し、その内容を検討して策定する。
- (3) 統括管理責任者に対して不正防止計画の実施及び実施状況の報告を指示する。
- (4) 必要に応じて、不正防止計画推進部署に対して不正防止計画の見直しを直接指示する。

2 統括管理責任者(総合研究所長)

- (1) 不正防止の統括責任とともに、不正が発生した場合は不正を招いた責任を負う。
- (2) 最高管理責任者の指示によりコンプライアンス推進責任者に対して不正防止計画の実施及び実施状況の報告を指示する。
- (3) コンプライアンス推進責任者から報告された内容を整理・分析して最高管理責任者に報告する。
- (4) 必要に応じて、コンプライアンス推進責任者による実施方法等の改善を指示する。

3 コンプライアンス推進責任者(各学科長)

- (1) コンプライアンス教育と公的研究費の管理・執行等のモニタリングを行う責任とともに、不正が発生した場合は不正を招いた責任を負う。
- (2) 統括管理責任者の指示により、不正防止計画推進部局と協力し、自己の管理監督する部局における不正防止計画としてのコンプライアンス教育及び公的研究費の管理・執行等のモニタリングの実施及び実施状況の管理監督を行う。なお、コンプライアンス教育の方法及び内容については、自己の管理監督する部局におけるモニタリング結果とともに、内部監査室長から直接通知された監査結果を考慮して決定する。

例① 公的研究費の申請及び交付に際して実施される学内説明会における学内外のルール及び研究倫理の解説。

例② 支出表等の承認過程における公的研究費の使用状況の把握。

例③ 公的研究費の使用が特定の時期に偏っている研究者への指導・助言。

例④ 公的研究費による研究旅行を学科長の内諾を得ずに行う研究者への指導・助言。

例⑤ 学内の規程や社会的な常識に反した目的のために公的研究費の使用を申請してきた研究者への指導・助言。

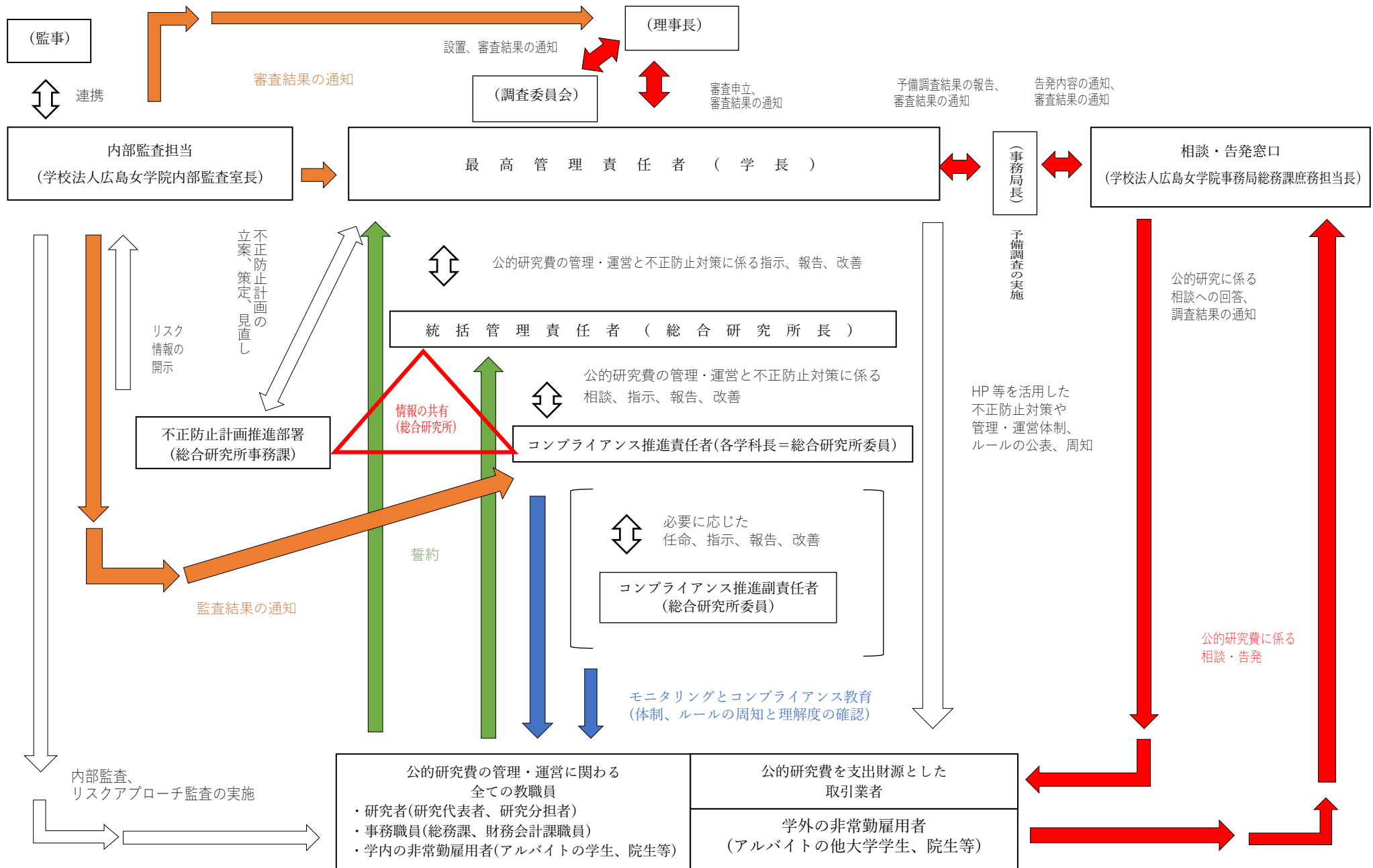
例⑥ 各学科会における、公的研究費に係るルール等の要点の説明、及び公的研究費の管理・執行等のモニタリング時に確認された、学内の規程や社会的な常識に反する使用の概要と指導例の紹介。

- (3) 統括管理責任者に対して、コンプライアンス教育及び公的研究費の管理・執行等のモニタリングの実施状況を報告する。
- (4) 必要に応じて、統括管理責任者の指示によりコンプライアンス教育及び公的研究費の管理・執行等のモニタリングの方法及び内容を改善する。

附則

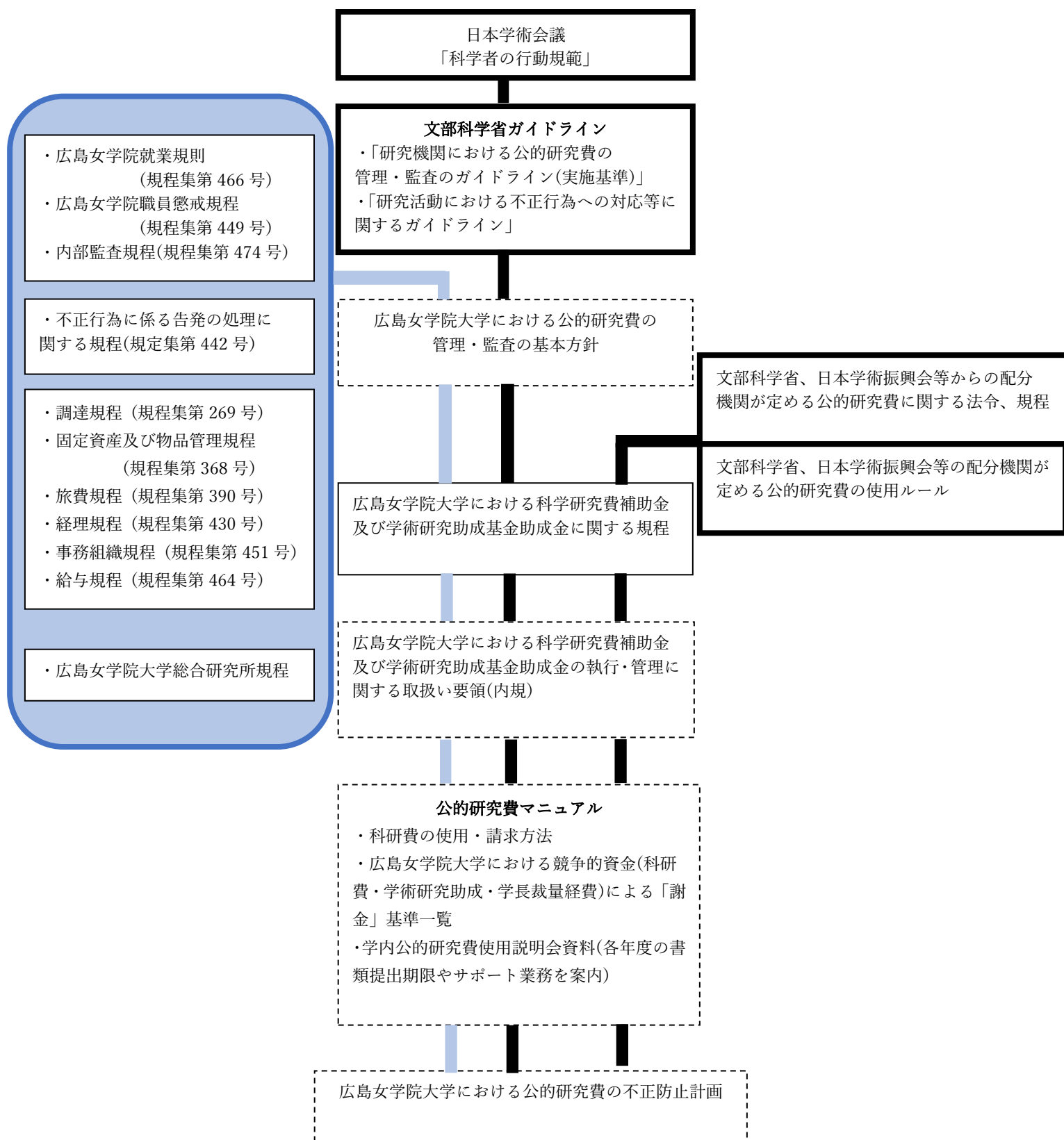
- 1 この計画の改廃は、学長の決裁で行うものとする。
- 2 この計画は、2015年4月1日から施行する。
- 3 この計画は、第1条、第2条、第3条を改正し、2022年1月18日から施行する。

【別図1】広島女学院大学における公的研究費の管理・運営体制



【別図 2】 広島女学院大学における不正防止に関する方針・規程等と相互関係

- : 日本学術会議、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会等による規範、ガイドライン、ルール
 : 学校法人広島女学院及び広島女学院大学の規程
 : 広島女学院大学の基本方針及び内規



【別表】広島女学院大学において想定される不正の要因及び兆候、並びにそれらを解消する為の具体策

通番	不正を誘発する要因と不正の兆候(当事者)	問題点を解消するための具体策(担当者)
Ⅰ. 研究倫理教育関連事項		
①	科学研究を行う研究者として、また本学の構成員としての責任を自覚していない。(研究者)	説明会や面談の場において、研究者と職員に対して、①「科学者の行動規範—改訂版—」及び「広島女学院就業規則」に説かれる責務や公正な研究の有り方、並びに不正の事例を紹介する。また、②研究者は職員にとり人格を尊重すべき他者の一人ではあるが、同じ職場の同僚であって特別扱いする必要のないこと、③公的研究費は国民の税金を財源とすることから、社会の目に十分に配慮して研究活動を実施する必要があること、④研究者の不正に関与した場合には、研究を行っていない者であっても刑罰や懲戒の対象となること、⑤研究者自身の起こした問題を解決するのは研究者の責任であり、事務担当者が問題を知りながら放置したり、研究者に無断でこれを取り繕ったりしようとすれば、かえって研究活動と本学の不利益となること等を、分かりやすく説明する。(コンプライアンス推進責任者・不正防止計画推進部局)
②	どのような行為が不正と見なされるのか理解していない。(研究者・職員)	
Ⅱ. ルール・実務教育関連事項		
③	公的研究費に関する文部科学省のガイドラインや学内での使用及び執行に関するルールにどのようなものがあるのか・どこに掲載されているのか・どのような内容なのか分からない。(研究者・職員)	不正防止推進部局(総合研究所)のホームページにルールやマニュアルを掲載して随時閲覧可能な状態にしておく他、定期的に説明会を開催してそれらの印刷物を配布し、ルールの要点や学内締切等の注意事項、ルール等の掲載先について分かりやすく説明する。また、必要に応じて、会計担当者や総務担当者、内部監査担当者等から、公的資金を含む経費人件費の使用に係る全学的な注意事項を聞き取り、研究者や職員に紹介する。(コンプライアンス推進責任者・不正防止計画推進部局)
④	公的研究費を使用する為に、いつ・どのような手続きを行ったら良いのか分からない。(研究者)	
⑤	公的研究費を使用する為の書類の書き方や提出先、提出期限等が分からない。(研究者・非常勤雇用者)	
Ⅲ.管理・監査体制関連事項		
⑥	公的研究費を財源とした不正に関する相談や通報を行いたい、どこに・どのように連絡すれば良いのか分からない。(研究者・職員・学内外の非常勤雇用者・学外の調達業者、等)	本学のホームページや説明会等において、相談・通報窓口(総務課長)の連絡先と連絡方法、連絡の必要事項について周知するとともに、相談・通報窓口担当者に対して、連絡があった場合の適切な対応について説明する。(最高管理責任者・統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者)
Ⅳ.モニタリング関連事項		
⑦	公的研究費の執行申請が年度末の時期に偏っている。(研究者)	説明会を定期的に開催したり、年度末よりも早い時期にメール等を配信して、研究活動を計画的に実行するよう周知する。公務の多忙を計画遅延の理由として主張する研究者に対しては、配分機関へ残高を返還するよう強く推奨するほか、研究期間延長申請制度のある公的研究費の場合は、制度の利用を促す。なお、発注が同じ業者に対して行われている場合は、預け金(プール金)の可能性が憂慮されることから、図書や文具、試薬の現物確認を必ず実施する。(統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者・不正防止計画推進部局)
⑧	研究期間が終了する直前に、図書や文具、試薬等を大量に注文する。(研究者)	
⑨	研究者が調達担当課に無断で機器を発注したり、代払いで調達したりしている。(研究者)	説明会を定期的に開催し、学内のルールに則り機器の調達を実施すること、研究を計画的に実施することを周知する。甚だしい場合には個別にメールや面談により説明して理解を促すとともに、検収担当者による検収が徹底されているか確かめる目的から、機器の設置先に対して機動的な監査を実施する。(統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者・不正防止計画推進部局)

⑩	電子カタログによる注文以外の方法により、同じ業者に対して図書や機器、消耗品を継続的に発注するなどして、特定の業者との関係が必要以上に密接になっている。(研究者・調達業者)	調達業者に対し、定期的に大学の支出伝票と業者の売り上げ伝票の照合作業を行うとともに、当事者の研究者に対して実施の予定と終了を通知する。(統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者・不正防止計画推進部局)
⑪	電子カタログによる注文以外の方法で発注ないし購入された図書や機器、消耗品の金額が、研究費の残高と一致しており、購入品目と単価、個数が明記されていない。(研究者・調達業者)	預け金(プール金)の可能性が憂慮されることから、図書や文具、試薬の現物確認を機動的に実施する。(統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者・不正防止計画推進部局)
⑫	旅行願い(届)の提出を、事前に余裕をもって行わず、学長の承認を得ずに研究旅行に出発する、又は出発直前ないし帰任後に旅行願い(届)の提出を行う。(研究者)	説明会を定期的に開催し、学内のルールに則り研究旅行を実施すること、また、旅行願い(届)が未提出のまま旅行先で負傷等した場合には、研究者自身の不利益ともなりかねないことを周知する。甚だしい場合には個別にメールや面談により説明して理解を促すとともに、出張先への電話確認等による機動的な監査を実施する。(統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者・不正防止計画推進部局)
⑬	非常勤雇用者の出勤簿が研究室に設置されており、勤務も研究室内で行われている為、謝金業務の勤務実態及び実績について、第三者により確認されていない。(研究者・非常勤雇用者)	説明会を定期的に開催する他、個別の面談により、研究者と非常勤雇用者に対して研究倫理とルールについて周知するとともに、必要に応じて出勤簿を総合研究所に設置する等、第三者によるチェックを行う。(コンプライアンス推進責任者・不正防止計画推進部局)
⑭	非常勤雇用者の雇用と謝金の支払い手続きが研究者の独断で行われており、ルールから逸脱している。(研究者・非常勤雇用者)	説明会を定期的に開催する他、個別の面談により、研究者と非常勤雇用者に対して研究倫理とルールについて周知する。甚だしい場合には、勤務先を訪問して勤務実態を確認したり、勤務実績の提示を求めたり等の機動的な監査を実施する。(統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者・不正防止計画推進部局)
⑮	通常ボールペンではなく、修正可能なフリクションペンを用いて公的研究費の執行に必要な書類を起票している。(研究者)	説明会を定期的に開催する他、個別の面談やメールにより、研究者に対して社会的な常識(公文書等にフリクションペンは使用しない)と改ざんの危険性について周知する。(コンプライアンス推進責任者・不正防止計画推進部局)